

保健所長の職務の在り方に関する検討会報告書骨子（案）

1. 開催趣旨

- ・ 平成14年10月30日地方分権改革推進会議から、保健所長の医師資格要件に関する意見が出されたことを踏まえ、平成15年3月25日、厚生労働省に保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設置。
- ・ また、平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」では、「保健所長の医師資格要件については、地方の自主性の拡大の観点に立って検討会で検討を進め、平成15年度中に結論を得る。」とされた。
- ・ 上記のような背景のもと、本検討会は、保健所長の資格要件に関する検討を行うため、保健所長の業務、保健所長の資質及び保健所長の資格要件等に関して関係者間で幅広い議論を行うことを開催趣旨とし、次の4項目を検討。
 - ① 保健所が担うべき業務について
 - ② 保健所長の職務について
 - ③ 保健所長に求められる能力について
 - ④ 保健所長の資格要件についての今後のあり方について

2. 検討手法とその結果

順次関係者からの意見をいただき、幅広い観点から検討

(1) 関係資料

(2) 関係団体等のヒアリング

- (3) 韓国の保健所に関する現地訪問調査報告
- (4) 保健所の現地視察
- (5) 地方公共団体に対するアンケート調査
- (6) 保健所長の職務の在り方について広く国民からの意見募集

3. 議論の整理と取りまとめに向けての検討の方向

- (1) 論点整理メモ

各種資料、関係者からのヒアリング等を踏まえながら議論された内容を論点整理メモとして整理。

- (2) 「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」の観点から求められる保健所長の資格要件（以下「資格要件」という。）

(1) の議論を踏まえ、事務局より今後の検討の方向性を整理する目的で「資格要件」の資料が提示され、これに沿って検討が行われた。

(a) 検討の方向として4項目につき概ね合意を得た。

(b) 最も高い水準の保健所長としては、「論点整理メモ」で確認された保健所が担うべき業務、保健所長の職務、保健所長に求められる能力を勘案し、また、検討の方向を踏まえ事務局が提示した3つの資格要件を備えた者である必要があることについては、概ね合意を得た。※注1

(c) 現行制度の評価については、わが国の保健所は過去及び現在ともその役割を相当程度果たしていると評価され、医師が所長であることが保健所の業務の質と機能を高く保ち住民や関係者から信頼を得ることに相当程度貢献してきたと評価されることについて、概ね合意を得た。

(d) 現行制度の問題点については、基本的に医師の確保の問題に整理され、その対策については、直ちに医師資格要件の廃止に結びつけるのではなく、医師の

保健所勤務を魅力あるものにし、かつ、資質の高い医師を確保するため、若手医師の確保に努め、長期間の公衆衛生研修を始め各種研修の機会を提供するなど、国及び地方公共団体はその確保に向けての努力及び工夫が必要であることについて、概ね合意を得た。※注2

(e) 参照すべき事項については、概ね合意を得た。

※ 「資格要件」に対し次の意見が出された。

※注1

○保健所長は、3つの要件を備えてなおかつ医師であるという人が理想であるが、そうでない場合のことがあるので、例外規定もときには必要なのではないか。

○3つの要件すべて100%こなし得る方というのは、日本にどの程度いるのか。むしろ、資格、あるいは能力、資質のうち、どれを一番重視していくのかという立場での資格なり能力というものの検証を行うほうが、より望ましいのではないか。

※注2

○原則は医師とする。ただし保健所長に必要な資質を備えた人材の確保が不可能な場合には、確保できるまで、当該資質を備えた他の専門職をあてることを可とする。国は、意欲があり保健所長にふさわしい能力を備えた医師の養成を急ぐべき。

○兼務により所長が不在になるよりも、他の職種の所長を配置したほうが良く、適材の医師を得られない場合、「長」としての資質のある他の職種が所長になる機会が与えられるべき。

○最近はいろいろな職種、ほかの領域についても大学院などでトレーニングを積む中で、非常に能力も上がってきてている。そういう中で、例外規定として、

やむを得なく医師が補充ができないという場合には、他の職種も採用できる道も必要。

4. 保健所長の資格要件についての今後の在り方

上記1－3を踏まえ、以下に保健所長の資格要件についての今後のあり方について検討。

(1) 最も高い水準の確保

- ・ 保健所長の資格要件の設定は、国民の利益の観点に立ち「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために最も高い水準の保健所長を確保することを目指して設定されるべき。
- ・ 最も高い水準の保健所長というのは、相当の公衆衛生の経験又は教育を受けた医師若しくは同等の専門的知識を有し、かつ管理能力に優れている者ということになるが、保健所における管理能力については、管理の専門性が存在し、①平時の部内の組織管理能力（多くの職種からなる保健所組織全体を統括する能力）、②平時の部外の調整能力（地域の医療、保健衛生をはじめとした多様な関係者の意思疎通を行い良好な調整、協力体制を構築する能力）、③緊急時の組織管理能力（健康危機発生等の緊急時に的確に組織を管理、運営する能力）の観点から医師であることが強く求められる。
- ・ 専門的知識を有する医師の存在が不可欠だとすれば、組織全体の管理運営については保健所長以外の職員が組織全体で支えるべき。組織管理能力に優れた者であっても、一人ですべての業務を行うことは不可能。
- ・ 換言すると、地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保の観点から、最も高い水準の保健所長を確保することを目指すのであれば、医師であることが最も望ましい。

(2) 現行制度の変更の是非と妥当性の有無

「資格要件」で示された検討の方向（4）「現行資格要件変更の是非と妥当性を検討するにあたっては、変更を必要とする具体的な理由と上記（1）～（3）（最も高い水準の保健所長を確保することを目指す。地方自治体、国等は最大限の努力を払う。現行制度における資格要件の下で保健所の果たしてきた役割、実績の評価を踏まえる。）を勘案する。併せて、組織運営の効率性、今後の社会環境の変化の予測、都市と地方の格差等についても参酌する。」に沿って検討。

（a）現行制度の評価

- ・ わが国の保健所は過去及び現在ともその役割を相当程度果たしていると評価。
- ・ 医師が所長であることが保健所の業務の質と機能を高く保ち住民や関係者から信頼を得ることに相当程度貢献してきたと評価。
- ・ 現時点では現行制度を変更し、敢えて危険（リスク）を冒すだけの積極的な理由は不明確。
- ・ むしろ、今後の保健所における健康危機管理の役割の拡大やそれ以外の分野での技術性・専門性が求められる業務が増加することが予想されることから、医師である保健所長への役割と期待が益々增大。

（b）参酌すべき事項についての検討

組織運営の効率性、今後の社会環境の変化、都市と地方の格差について参照したが、医師を保健所長とする現行制度の変更の必要性は特に認められず、現行制度の意義が確認。

（c）現行制度の問題点と解決の方向

現行制度の問題点としては、兼務による弊害、組織運営の柔軟性の障害、医師の人事経歴上の阻害要因。これらは基本的に医師確保の問題。
従って解決に向けては、医師の保健所勤務を魅力あるものにし、資質の高い医

師を確保し、かつ、幅広い経験を積めるよう人事経歴管理の多様性を確保するため、

- ・保健所に複数の医師を採用
- ・若手医師の確保
- ・長期間の公衆衛生研修、行政研修を始め各種研修の機会を提供
- ・募集方法、採用条件及び処遇の工夫及び改善

など、国及び地方公共団体が公衆衛生に携わる医師の確保に向けて相当の努力を行うことがまず求められる。

努力しても兼務が解消されない場合に例外的に、一定の条件の下に医師以外の者が保健所長になるのを認めるべきであるとの意見がある。しかしながら、

- ・例外規定を今すぐ設けなければならないほどには切迫している状況に至つてないこと
- ・医師確保を巡る環境の変化に加え、関係者の努力によって、今後の公衆衛生医師の確保が期待できること
- ・保健所長の医師資格要件の廃止が、かえって医師の確保を困難にすることが危惧されること
- ・一旦例外規定を設ければ、それが常態化したり、公衆衛生医師の確保に向けた改善の努力が低下したりするおそれがあること

により、まず解決のための努力を行うことが必要。

(3) 公衆衛生医師の確保と公衆衛生の向上に向けて

兼務による弊害、組織運営の柔軟性への障害、医師の人事経歴管理上の阻害といった、保健所に適切に医師が確保されていないことに起因する問題は、国、地方公共団体、関係団体等の努力が十分でないことに起因。

今後の公衆衛生医師の確保に向けては、以下のような、環境の変化や各種の施

策を実施することにより改善が期待できるので、関係者の努力が求められる。

① 医師の数の確保を巡る環境条件の変化

今後の医師確保については、改善の可能性

- ・ 集約化による保健所数の減少・医師数の増加等の環境の変化
- ・ 平成16年度から実施される臨床研修必修化に伴う保健所研修の実施

② 医師の質の確保を巡る国及び地方公共団体の努力の観点

保健所という職場を医師にとって魅力あるものとともに、かつ、資質の高い医師を確保するための努力

③ 解決のための具体的施策

国、地方公共団体、関係団体等（衛生学・公衆衛生学教育協議会、日本公衆衛生学会、自治医科大学）により以下のような努力及び協力を行うことによる、公衆衛生医師の確保の努力

（国）

ア 登録自治体及び登録医師に対する情報提供、公衆衛生医師需給状況の調査、

公衆衛生等に関する研修機会の調整を事業内容とする「保健所長医師確保推進事業」の推進

イ 医師の臨床研修必修化の有効活用を含め、より効果的な公衆衛生医師の確保のために、国、地方公共団体、関係団体等が取り組むべき施策について検討する、「地方公共団体の公衆衛生医師の確保の環境整備に関する検討会（仮称）」の発足

ウ 国立保健医療科学院における公衆衛生研修の充実のほか危機管理、公衆衛生、組織管理に関する研修を提供する等保健所長の資質の向上への努力

（地方公共団体）

ア 募集方法、採用条件及び待遇の工夫及び改善を行うこと。特に若手医師

の確保の努力

イ 長期間の公衆衛生研修を始め行政研修、専門研修等各種研修の機会の提供

ウ 保健所に複数の医師を採用し、人事経歴管理の多様性を確保し、幅広い経験を積むことを可能とする。

エ 衛生部局のほか教育・福祉等、医師がその専門性を活用できる幅広い分野での職（ポスト）の確保

（関係団体等）

ア 衛生学・公衆衛生学教育協議会による公衆衛生を魅力的なものとする講義及び実習

イ 日本公衆衛生学会による保健所長を始めとした公衆衛生医師に対する教育、研修、情報提供等の協力

ウ 自治医科大学による「医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図る」という設立の趣旨に沿った公衆衛生医師の養成等

以上、総合的に勘案すると、かえって医師確保が困難になることが危惧される医師資格要件の廃止という制度の変更を安易に行うべきではなく、保健所長の公衆衛生や組織管理に関する能力の向上に向け、関係者が一層努力することが必要。

5. 結論

○ 保健所長の資格要件は、現行制度上の規定、すなわち公衆衛生の専門的知識を有する医師であることを維持し、組織管理能力、特に健康危機発生等の緊急

時における組織管理能力の一層の向上を目指すことが適當。現行制度下の問題の解決については、公衆衛生医師の確保に向けて、国、地方公共団体が努力することがまず求められる。

- なお、医師の確保に關係者が最大限努めた場合であっても、医師の確保の問題が解決せず、これにより地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保の観点から問題が生ずるような場合には、その時点において、あらためて医師資格要件を見直す必要。